

令和5年（2023年）5月2日

保護者 様

真庭市立遷喬小学校
校長 金 田 司

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の学校教育にご理解ご協力をいただくとともに、児童生徒の健康管理に大変なお力添えをいただきありがとうございます。

さて、令和5年5月8日付で新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症へ変更されるに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）が改定されました。このマニュアルに基づき、令和5年5月8日以降は以下のように整理し、引き続き児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い致します。

記

1 学校の教育活動

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)（文部科学省）を参考に、状況に応じて適切に対応します。

2 基本的には、季節性インフルエンザと同様の対応となります。

- ・ 体温記録表の提出を求めません。
- ・ マスク着用は個人の判断です。

3 留意事項

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

4 新型コロナ感染連絡について

児童に感染が判明した場合は、速やかに遷喬小学校（電話0867-42-0033または「Google フォーム」）へ連絡してください。

土・日・祝日の場合は、「Google フォーム」または、休み明けの平日に、遷喬小学校へ電話連絡ください。

5 出席停止期間の基準について

- コロナ陽性の場合は出席停止扱いと致します。

• 出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

※ 登校するにあたり治癒証明（罹患報告書等含む）及び陰性証明は求めません。

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。

6 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われな

いこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはいたしません。

インフルエンザ同様、家族に体調不良の者がいても、児童本人が元気であれば、登校は差し支えありません。（休む場合は欠席扱いとなります。）

また、登校後、児童が体調を崩し早退する場合、兄弟姉妹については、体調に異変がなければ、そのまま在校します。

7 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策の考え方について説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めます。その上で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認め

た日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないこととする場合があります。